

守谷市学校給食費の改正について

令和8年度から、国・県からの「給食費負担軽減交付金」を活用し、守谷市の学校給食費（以下「給食費」）を次のとおり改正します。

区分	現行（R6.4.1～）	改正（R8.4.1～）
守谷市立小学校の児童	月額 4,200 円	月額 1,000 円
守谷市立中学校の生徒	月額 4,500 円	月額 2,000 円
教職員等	月額 5,300 円	月額 6,000 円

1 給食費負担軽減交付金（以下「交付金」）

令和8年度、国は、子育て支援に取り組む自治体を支援する観点から、小学校段階（公立）の学校給食に係る食材費を支援し、給食費の抜本的負担軽減のための交付金を創設し、都道府県に交付する予定です。

都道府県は国からの交付金と合わせて市町村に交付します。

交付金の負担割合は国 1 / 2、都道府県 1 / 2 です。

【交付金の算定方法】

（5月1日現在の在籍児童数）×（基準額：月額 5,200 円）× 11か月

守谷市には約 2 億 3 千万円の交付金が支給される見込みです。

交付金の算定基準として在籍児童数を用いていますが、いわゆる児童一人ひとりに対する給食費の補助ではなく、あくまでも自治体への支援としています。

なお、基準額を超える部分については、学校給食法に基づき、市町村は保護者から給食費を徴収することができます。

学校給食法では、学校給食に関わる経費のうち、施設、設備及び職員の人件費は学校設置者（市）が負担し、そのほかの経費（食材費）は保護者が負担すると規定されています（「○学校給食費関係法令」参照）。

2 守谷市の学校給食の現状

学校給食における食材費は保護者が負担することになっていますが、昨今の物価高騰により食材の価格は上がり続けており、給食費だけでは食材費を賄うことができていない状況が続いています。

本来であれば、食材費の増額に伴い給食費を見直す必要がありましたが、守谷市では、給食費を改正することなく、物価高騰分は市が負担してきました。

○食材費の決算・予算

(単位：円)

年度	食材費	財源内訳		
		国・県支出金	学校給食費等	市の負担
4(決算)	399,848,505	8,248,201	315,572,518	76,027,786
5(決算)	413,211,707	—	314,994,654	98,217,053
6(決算)	434,402,166	—	310,484,169	123,917,997
7(予算)	487,953,929	39,413,000	315,393,644	133,147,285

令和6年度決算で、市の負担は全体の約28%を占めています。

国・県支出金は、「物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金」の一部です。

○一人当たりの食材費

年度	食材費	給食喫食者数	年額/人	月額/人	日額/人
4(決算)	399,848,505円	6,748人	59,254円	5,387円	296.27円
5(決算)	413,211,707円	6,661人	62,034円	5,639円	316.17円
6(決算)	434,402,166円	6,667人	65,157円	5,923円	325.79円
7(予算)	487,953,929円	6,781人	71,959円	6,542円	359.79円

現行の給食費(月額)より1千円以上上回っています。

3 給食費の改正

主に次の方針を基に給食費を算定しました。

- (1) 給食の質を落とすことのないよう(食材費を削減することのないよう)、継続して安定した財源を確保する。
- (2) 市内全公立小中学校の給食を一つのセンターで調理しているため、食材費は一括して予算を計上している。よって、義務教育9年間、小学生と中学生に差が生じないようにする。
- (3) 保護者等、国・県、市が、それぞれ相応の負担をしながら、安定的で良質な学校給食を保持していく。

○令和8年度の食材費(当初予算)

(単位：円)

区分	食材費	一人当たり(交付金は月額)				②-①	
		年額	①月額	日額	②交付金		
小学校	1・2年生	88,669,364	68,683	6,244	343	5,200	-1,044
	3・4年生	94,762,409	70,039	6,367	350	5,200	-1,167
	5・6年生	103,010,644	72,645	6,604	363	5,200	-1,404
	計	286,442,417	70,456	6,411	352	5,200	-1,211
中学校	138,212,130	74,108	6,737	371			
教職員等	59,360,813	74,108	6,737	371			
合計	484,015,360	71,940	6,540	360			

※ 学年によって食材費が異なるのは、主食(ごはん等)の量が違い、価格が異なるため。

【小学生】

交付金を活用し、食材費の不足分を給食費として負担していただきます。

交付金の算定基準月額5,200円に対して、令和8年度当初予算では月額6,200円を超える食材費となります。

よって、その差額 1,000円を月額の給食費とします。

【中学生】

中学生を対象とした交付金はありませんが、保護者の負担軽減を図るため、給食費を見直します。

令和8年度当初予算で、交付金あり・小学生を無償化・中学生と教職員等を現行の給食費として算定すると、市の負担は約1億2,000万円になりました。

(交付金あり、小学生：無償化、中学生：4,500円/月、教職員等：5,300円/月)

※ 給食費は、小・中学生99.5%、教職員ほか100%の収納率で算定 (単位：円)

食材費	食材費の財源				
	交付金	給食費			市の負担
		小学生	中学生	教職員等	
484,015,360	232,346,400	0	89,849,694	37,430,300	124,388,966

そこで、給食費を小学生月額1,000円、教職員等月額6,000円として、市の負担が同程度になるように試算した結果、中学生の給食費は月額2,000円となりました。

(交付金あり、小学生：1,000円/月、中学生：2,000円/月、教職員等：6,000円/月)

※ 給食費は、小・中学生99.5%、教職員ほか100%の収納率で算定 (単位：円)

食材費	食材費の財源				
	交付金	給食費			市の負担
		小学生	中学生	教職員等	
484,015,360	232,346,400	44,458,590	40,824,850	42,372,000	124,013,520

【教職員等】

教職員等は、実費相当分とします。

令和6年度の決算では、教職員等の月額の食材費は約6,150円ですので、月額6,000円とします。

○令和6年度：一人当たりの食材費

区分	小学校			中学生	教職員等
	1・2年生	3・4年生	5・6年生		
月額の食材費	5,052.68円	5,428.04円	5,621.62円	6,159.47円	6,159.47円

先ほどの「○一人当たりの食材費」では月額5,923円となっていました。

こちらは、単純に食材費を給食喫食者数で割り返したものです。

実際には、主食（ごはん、パン、ソフト麺）の量と価格が学年ごとに異なるため、一人当たりの食材費も学年ごとに違いがでることになります。

【その他】

原則、小学生・中学生は給食停止者を除いて月額分をいただきます。

月の途中の給食提供・停止、連続して5日以上での停止、牛乳停止なども月額分とします（減免等を行いません）。

日割り分は日額300円とし、教職員を含め統一した金額とします。

・給食停止者で、小学生は月に4日以上、中学生は月に7日以上給食を食べた場合は月額分の給食費（小学生1,000円、中学生2,000円）をいただきます。

・教職員等は常勤（週5日勤務）の場合は月額6,000円、非常勤（週4日以下の勤務）は「300円/日×喫食数」とします。

○学校給食費関係法令

【学校給食法】（抜粋）

第4章 雑則

（経費の負担）

第11条 学校給食の実施に必要な施設及び設備に要する経費並びに学校給食の運営に要する経費のうち政令で定めるものは、義務教育諸学校の設置者の負担とする。

2 前項に規定する経費以外の学校給食に要する経費（以下「学校給食費」という。）は、学校給食を受ける児童又は生徒の学校教育法第16条に規定する保護者の負担とする。

【学校給食法施行令】（抜粋）

（設置者の負担すべき学校給食の運営に要する経費）

第2条 学校給食の運営に要する経費のうち、法第11条第1項の規定に基づき義務教育諸学校の設置者が負担する経費は、次に掲げる経費とする。

1 義務教育諸学校において学校給食に従事する職員（学校教育法（昭和22年法律第26号）第37条（同法第49条、第49条の8及び第82条において準用する場合を含む。）又は第69条の規定により義務教育諸学校に置かれる職員をいう。）に要する給与その他の人件費。ただし、市町村立の学校にあっては、市町村立学校職員給与負担法（昭和23年法律第135号）第1条の規定により都道府県の負担とされる経費を除く。

2 学校給食の実施に必要な施設及び設備の修繕費